

VI 社会人特別選抜（定時制課程）

1 社会人特別選抜の実施

- (1) 定時制課程の高等学校は、社会人を対象とした特別の選抜（以下「社会人特別選抜」という。）を実施することができる。

社会人特別選抜を実施する高等学校にあっては、実施学科名、募集人数及び学力検査の教科等を所属教育委員会教育長に申請し、承認を受けること。

- (2) 社会人特別選抜を実施する高等学校、学科等については、「求める生徒像・選抜方法一覧」で公表する。

2 出願資格

社会人特別選抜に出願できる者は、「I 募集及び出願」の「2 出願資格」（4 頁）による。ただし、次の(1)及び(2)の全ての条件に該当する者とする。

- (1) 事業所勤務者については、合わせて3年以上勤務した者又は令和5年3月31日現在において合わせて3年以上勤務する見込みの者。また、自営業者、家事従事者等については、当該業務従事を「勤務」とみなし、上記の勤務年数に係る条件を満たす者。

なお、当該業務従事年数と事業所勤務年数とを合わせて勤務年数とすることができる。

- (2) 次の条件を満たし、勤務先の所属長など責任をもって本人を推薦できる者（以下「所属長等」という。）の推薦を得た者。

イ 勤務態度等が優秀で、人物が優れていること。

ロ 当該高等学校、学科等を志望する動機や理由が明確で適切であること。

ハ 当該高等学校、学科等に対する適性及び興味・関心を有すること。

3 出願制限

- (1) 出願できる高等学校は、社会人特別選抜を実施する高等学校の一つに限る。
- (2) 出願できる学科は、一つに限る。

4 出願手続

- (1) 出願書類

イ 志願者が用意するもの

① 入学願書及び写真票

入学願書には、入学者選抜手数料として、県立高等学校志願者にあっては県立学校条例で定める額の宮城県収入証紙（定時制課程950円）を貼付すること。ただし、収入証紙に消印、割印しないこと。

仙台市立高等学校志願者にあっては、仙台市条例で定める額の手数料（定時制課程950

- 円) を金融機関に納入し、納入通知書兼領収書を、願書裏面に貼付すること。
- ② 受験票等送付用封筒 所属長等宛て及び中学校長宛て 各1通
それぞれ、長形3号封筒に、簡易書留速達郵便料金分の切手を貼付し、所属長等名、住所、郵便番号等を明記したもの
- ③ 結果通知用封筒 所属長等宛て及び中学校長宛て 各1通
それぞれ、角形2号封筒に、簡易書留速達郵便料金分の切手を貼付し、所属長等名、住所、郵便番号等を明記したもの

ロ 所属長等が用意するもの

- ④ 社会人特別選抜推薦書（様式J）（所属長等が作成し厳封したもの）

ハ 中学校が用意するもの

- ⑤ 調査書（様式B）（中学校長が作成し厳封したもの）

調査書の記載内容等について特別な事情がある場合は、副申書を添付することができる。

なお、平成29年3月末日までに中学校を卒業した者については、卒業証明書をもって調査書に代えることができる。

(2) 出願書類の提出方法

社会人特別選抜志願者は、上記(1)の①～⑤を所属長等を経て高等学校長に提出する。

なお、出願書類の提出を郵送により行う場合は簡易書留とし、封筒に「社会人特別選抜願書在中」と朱書すること。

（注意） 上記(1)の①～⑤の出願書類（貼付の宮城県収入証紙又は添付の手数料のほか、返信用の切手も含む。）は、高等学校においていったん受理した後は、出願期間内であっても返還しないので注意すること。

(3) 出願受付

出願書類を受領した高等学校においては、出願書類受領書（様式D）を交付する。

5 出願期間

第一次募集の出願期間（「III 第一次募集」の「6 出願期間」（9頁））と同じ。

6 出願者数等の報告

第一次募集の出願者数等の報告（「III 第一次募集」の「7 出願者数等の報告」（9頁））と同じ。

7 受験票等の送付

- (1) 高等学校長は、出願者が「2 出願資格」を満たしているかを審査する。その際、高等学校長は、所属長等及び中学校長並びに出願者に問い合わせができる。
- (2) 高等学校長は2月24日（金）までに、受験票送付一覧（様式F）及び出願資格を満たしている出願者の受験票を所属長等に、また、受験票送付一覧の写しを中学校長に簡易書留速達で送付する。
- (3) 「2 出願資格」を満たしている出願者は、所属長等から受験票を受け取る。

8 学力検査及び面接等

「III 第一次募集」の「9 面接、実技、作文」（10頁）に準ずる。ただし、学力検査については、一部の教科又は全ての教科を実施しないことができるものとし、実施内容等については、「求める生徒像・選抜方法一覧」で公表し、詳細は受験票送付時に当該高等学校長から所属長等を通じて本人に通知する。

9 選抜

選抜は、推薦書、調査書、学力検査及び面接等の結果に基づく総合的な審査により行う。

10 合格者の発表

合格者の発表は、3月16日（木）午後3時に各高等学校において行う。

高等学校長は、選抜の結果を、社会人特別選抜結果通知書（様式G）及び合格通知書（様式H）により所属長等へ通知する（3月16日（木）午後3時頃に郵便で発送する。）。また、中学校長には社会人特別選抜結果通知書（様式G）の写しを送付する。

11 合格者数等の報告

「III 第一次募集」の「13 合格者数等の報告」（12頁）に準ずる。

12 合格者の取扱い

社会人特別選抜による合格者は、第二次募集及び通信制課程の選抜に出願できない。